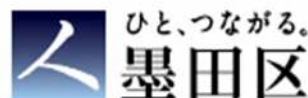


墨田区消費者ニュース

令和7年10月発行 第227号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



サブスクは、登録時に解約方法も確認を

「1 か月視聴し放題で●●円」など、定額を定期的に支払って利用するサブスクリプション、通称「サブスク」。いつでも利用できる気軽さで人気です。

●特徴

- ・お試し期間（無料や格安料金）が設定されている場合には、期間内に解約しないと、自動的に有料又は正規料金となることがある。
- ・使っても、使わなくても、自動更新となり支払も継続する。

●だから、こんなことが・・・

- ・使わないので、契約していたことを忘れており、お試し期間を過ぎていたのに気づかず有料又は正規料金になっていた。

●解約したいのにできない理由は・・・

- ・解約方法がわからない。
- ・登録したID、パスワード、電話番号がわからず、解約処理に進めない。

●そうならないために・・・

- ・解約は事業者指定の手続きに従います。まず、事業者のホームページを確認。
- ・登録最終画面（解約方法など大切な説明があります。）のスクリーンショットを保存する。
- ・登録時のID、パスワード、電話番号は必ず控える。



登録できると、ほっとして、サービス利用だけに
向かって進みがちです。

登録手続き+解約手続きは
「登録時にセットで確認」です。

参 考：2023 年度版「くらしの豆知識（独立行政法人国民生活センター）」
同 2024 年度版
イラスト：いらすとや

消費者センター相談の窓口から



イラスト：消費者庁イラスト集より

投資用マンションの強引な勧誘に気を付けて

～ 契約の意思がない場合は会わないようにしましょう～

【相談事例】

3 か月ほど前、不動産業者から投資用マンションの購入を勧める電話が入った。投資に興味があったので、後日、その話を聴くと言って電話を切った。

先日、不動産業者から電話が入り、「事情が変わったのでマンション購入できない。話は聴けない。」と断ったら、強い口調で責められ、断りきれず近所の飲食店で話を聴いた。

中古マンションを勧められ、何度も購入の意思はないと断ったが、取り合ってもらえず8時間が経過した。途中から「これだけ時間をかけて説明させてどうしてくれる。」と凄まれ、次回、会う約束をしてしまった。どうしたらよいか。

【アドバイス】

投資用マンションなどの不動産投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありません。

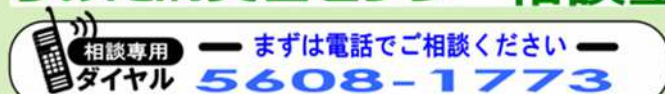
投資用マンションの勧誘に関しては、強引に勧誘されることがあり、会ってしまおうと断り切れずに契約に至ってしまう事例が多くみられます。契約の意思がなければ、きっぱり断り、事業者と会わないようにしましょう。

マンション販売時の勧誘は宅地建物取引業法（以下「宅建業法」）で規制されており、相手を怖がらせたり、電話による長時間の勧誘で相手を困らせたりする行為や一度断ったにも関わらず事業者が勧誘を続けること（再勧誘）は禁止されています。

宅地建物取引業者から悪質な勧誘を受けた場合、業者に免許を与えている都道府県や国土交通省地方整備局等に情報提供をしましょう。暴力を振るわれそうになったり、恐怖をおぼえたりした場合は、すぐに警察へ通報しましょう。

事例では、相談者がセンターの助言をもとに、会社代表者に電話し、契約の意思はないことを伝え、契約をせずに済みました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

